

## 鈴鹿市地域維持型建設共同企業体取扱試行要領

### (目的)

第1条 この要領は、市の発注する地域維持型維持修繕業務に係る共同企業体の基本的要件、競争入札参加資格審査に関し必要な事項を定め、その適正な活用を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 地域維持型建設共同企業体（以下、「地域維持型JV」という。）とは、鈴鹿市管理施設の維持管理に不可欠な事業につき、地域の建設企業が継続的な協業関係を構築することによりその実施体制を安定確保するために結成される共同企業体をいう。

### (基本的要件)

第3条 地域維持型JVは、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

#### (1) 構成員の数

構成員の数は、地域や対象業務の実情に応じ円滑な施工が確保できる数を勘案して、3者以上10者以上を上限に、鈴鹿市において案件ごとに設定する。

#### (2) 入札参加資格

すべての構成員が、鈴鹿市契約規則（昭和41年鈴鹿市規則第18号。以下「契約規則」という。）第3条第4項に規定する鈴鹿市建設工事等入札参加資格者名簿に土木一式工事で登録されていること。

2 すべての構成員が、鈴鹿市から入札参加資格停止を受けていないこと。ただし、第6条に定める競争入札参加資格審査申請を行った日からこの契約が成立するまでの期間において、構成員（代表者を除く）が鈴鹿市から入札参加資格停止を受けた場合、当該構成員を地域維持型JVから除名できるものとするが、その場合、新たな構成員の追加はできないものとする。

#### (3) 本店の所在地

すべての構成員は、鈴鹿市内に本店を有していること。

#### (4) 営業年数

すべての構成員は、建設業法に基づく土木一式工事の許可を受け、かつ、許可後の営業年数が2年以上あること。

#### (5) 結成方法

自主結成とし、甲型（共同施工方式）及び乙型（分担施工方式）のいずれかの形態によるものとする。ただし、1の企業は、同業務において2以上の地域維持型JVの構成員となることはできない。また、資格認定を受けた土木一式工事の経常建設共同企業体は、地域維持型JVの構成員になることはできない。ただし、当該経常建設共同企業体の各構成員は、地域維持型JVの構成員になることはできるものとする。

#### (6) 出資比率

地域維持型JV（甲型）の構成員の出資比率は、構成員において自主的に定めるものとする。ただし、出資を伴わない者を構成員とすることはできない。

2 地域維持型 J V（乙型）の場合は、業務分担または分担業務額のないものを構成員とすることはできない。

3 代表者の出資比率は、構成員の中で最大でなければならない。

#### (7) 代表者の要件

地域維持型 J V の代表者は、構成員の協議において決定された者とする。

#### (8) 適正な技術者の配置

すべての構成員が、土木一式工事の主任技術者となることができる者を配置できること。なお、地域維持型 J V の代表者となる者は、全ての履行期間において土木一式工事に係る監理（主任）技術者となり得る国家資格を有する者を配置できること。ただし、専任は要しない。また、代表者の監理（主任）技術者は、構成員の作業を適正に把握すること。

2 本業務の監理（主任）技術者となる者は、他の工事で常駐現場代理人や専任の監理（主任）技術者となっていない者でなければならない。

3 本業務の現場代理人は、代表者より 1 名選出すること。その者は、他の工事で常駐現場代理人や専任の監理（主任）技術者となっていない者でなければならない。

#### (対象業務)

第 4 条 地域維持型 J V の対象業務は、鈴鹿市地域維持型維持修繕業務委託実施要領（試行）の定めによる。

#### (業務の指定及び構成員の選定)

第 5 条 地域維持型 J V が受託する業務の指定及び構成員に適した企業の資格要件は、工事の規模、内容等を総合的に勘案の上、鈴鹿市庁内委員会規則（平成 9 年鈴鹿市規則第 8 号）別表第 1 項に規定する鈴鹿市請負工事等執行部会（以下「執行部会」という。）に諮って決定するものとする。

#### (競争入札参加資格審査申請)

第 6 条 前条の規定により指定された業務に係る入札に参加しようとする地域維持型 J V は、市長の指定する日までに、市長に次の書類を提出しなければならない。

- (1) 鈴鹿市業務委託入札参加資格審査申請書（地域維持型建設共同企業体）（第 1 号様式）
- (2) 地域維持型建設共同企業体協定書（甲型または乙型）（第 2 号様式、第 2 号様式の 2）
- (3) 使用印鑑届（第 3 号様式）
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

#### (地域維持型 J V の認定)

第 7 条 市長は、前条第 1 項の規定による申請のあった地域維持型 J V について、執行部会の資格審査を経て、適当であると認めたときは、有資格業者として決定する。

2 市長は、前項の規定により決定したときは、当該地域維持型 J V の代表者に資格審査結果通知（第 4 号様式）を行うものとする。

(存続期間等)

第8条 入札の結果、地域維持業務の委託契約を締結した地域維持型JVは、地域維持業務の契約の履行後精算が終了するまでの間は解散することができない。ただし、当該入札において業務委託契約を締結することができなかった地域維持型JVは、その契約が締結された日に解散するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、地域維持業務の委託契約を締結した地域維持型JVは、解散後もその業務に係る契約の内容に適合しないものについて、連帯してその責めを負うものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、発注者と受注者の協議により決定する。

附 則

この要領は、令和3年6月1日から施行する。

この要領は、令和6年6月1日から施行する。

この要領は、令和7年6月1日から施行する。